

奥積雅彦（総務省統計研究研修所教官）

統計表における年次表記

統計図書館コラム【号外】として公開した**統計史料でみる明治・大正期**、**統計史料でみる昭和・平成期**の年表の作成において、元号表記による年次を前面に出し、改ページ等の場合に西暦を副次的に付記しました。また、統計図書館コラム【人物編】、【雑学編】、【特別編】等においても項目ごと初出の元号の年次表記による年次を前面に出し、改元の場合に西暦を副次的に付記することを基本としました。これは、40年以上前、筆者が文書審査事務を担当していた頃、先輩から「**公務員は外国に発出するものを除き公文書では元号を使うのだ**」と教えられた影響かも知れません。当時二十歳だった筆者は、尊敬する先輩の教育的指導であったこともあり、今でも覚えているのだと思います。ちょうど、元号法が公布された年のことです。

統計表における年や年度に係る時間軸の表記について、府省横断的に、取り決めたものは特にありません。これについては、従来からの慣行、統計表の利用の便も考慮して定められているようです。

ただ、e-Stat（政府統計の総合窓口）については、技術的な観点から、令和2年(2020年)12月18日に総務省統計局・政策統括官（統計基準担当）が策定した「統計表における機械判読可能なデータの表記方法の統一ルール」が定められています。これによれば「時間軸を示すデータについて、ソフトウェア等のプログラムは、年の値の大小により認識することが多いため、和暦表示のみでは、元号が切り替わる際に手作業で西暦等に変換する必要がある。そこで、既に e-Stat で用いている時間軸コードを活用することで、府省間の共通化を図ることともに、データ収集や横断の利用の自動化が容易となる。」とし、そのため、「時間軸は、可能な限り e-Stat で用いられる時間軸コードを記載すること。」を求めており、「e-Stat で用いられる時間軸コード体系」では、西暦を用いることとされています。

元号が表記されている統計表は現に存在するところ。本稿では、技術的な話は、横に置いて、そもそも、元号は何によって定められているのか調べてみましたので、その一端を紹介します（本稿では、「明治」以降の元号に関連する法令等について調べてみました。）。

1 「明治」の根拠

「明治」の根拠は、慶応4年（1868年）9月8日の「改元の詔書」です。

●改元の詔書（「法令全書」所収）

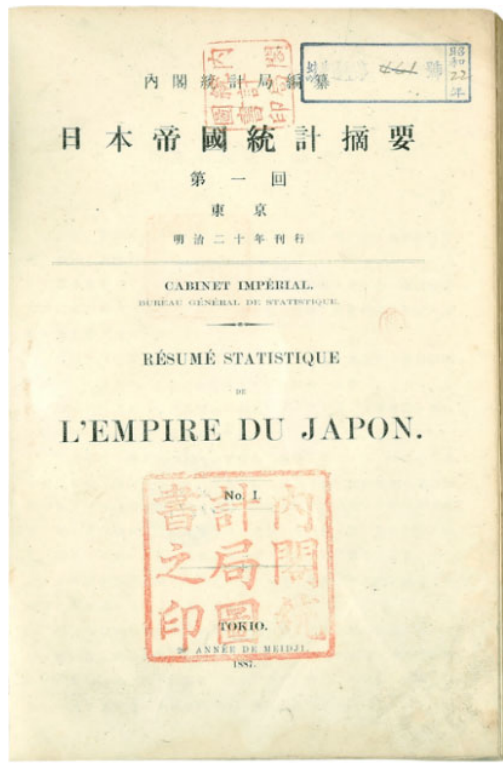
(原文)
詔書
詔體太乙而登位膺景命以改元洵聖代之典型而萬世之標準也朕雖否德幸賴 祖宗之靈祇承鴻緒躬親萬機之政乃改元欲與海內億兆更始一新其改慶應四年為明治元年自今以後革易舊制一世一元以為永式主者施行
↓
【書き下ろし文】
詔書
太乙を体して位に登り、景命を膺けて以て元を改む。洵に聖代の典型にして、万世の標準なり。朕、否徳と雖も、幸に祖宗の靈に頼り、祇みて鴻緒を承け、躬万機の政を親す。乃ち元を改めて、海内の億兆と与に、更始一新せむと欲す。其れ慶應四年を改めて、明治元年と為す。今より以後、旧制を革易し、一世一元、以て永式と為す。主者施行

【画像】 国立国会図書館デジタルコレクション (<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/787948/195>)

一口メモ 明治期に刊行された総合統計書（翻訳書を除く）を筆者が調べた限りでは、明治20年（1887年）に創刊された「第1回日本帝国統計摘要」において、はじめて西暦が併記されていました。日本帝国統計摘要は、日本帝国統計年鑑の摘要版です。日本帝国統計摘要の緒言をみると「今此書は…仏文を

用いしは万国統計公会の決議¹に基づきたるものなり」とされ、仏文の対訳が付されたことに伴い、年の時間軸を表す統計表において西暦が併記されることとなったと考えられます。

○日本帝国統計摘要（抜粋）



元号に西暦が併記されています。

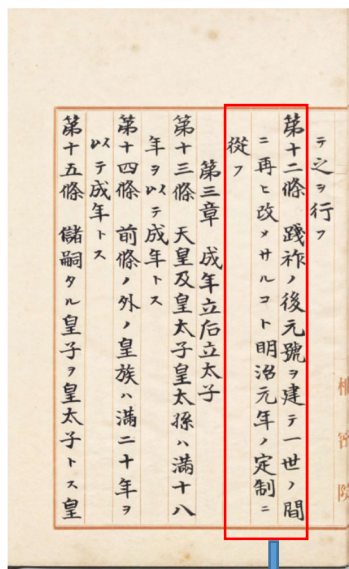
【拡大】

明治十九年	1886
同十八年	1885
同十七年	1884
同十六年	1883
同十五年	1882

【画像】統計図書館蔵書

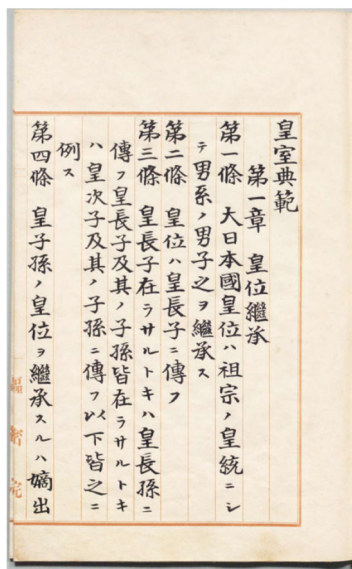
一口メモ 改元については、大日本帝国憲法と同時に制定された旧皇室典範（明治 22 年 2 月 11 日）、登極令（明治 42 年 2 月 11 日皇室令第 1 号）により定められました。大正への改元と昭和への改元は、これらの法令により定められました（これらの法令はいずれも現行の憲法、皇室典範（昭和 22 年法律第 3 号）の施行の前日（昭和 22 年 5 月 2 日）に廃止。）。

①旧皇室典範（御署名原本）



第十二条 踐祚^{せんそ}（皇嗣が天皇の位を承継ぐこと）の後元号を建て一世の間に再び改めざること明治元年の定制^{（定まった制度）}に従う

②登極令（官報）



第三条 元号は詔書を以て之を公布す

【画像】①国立公文書館デジタルアーカイブ、②国立国会図書館デジタルコレクション

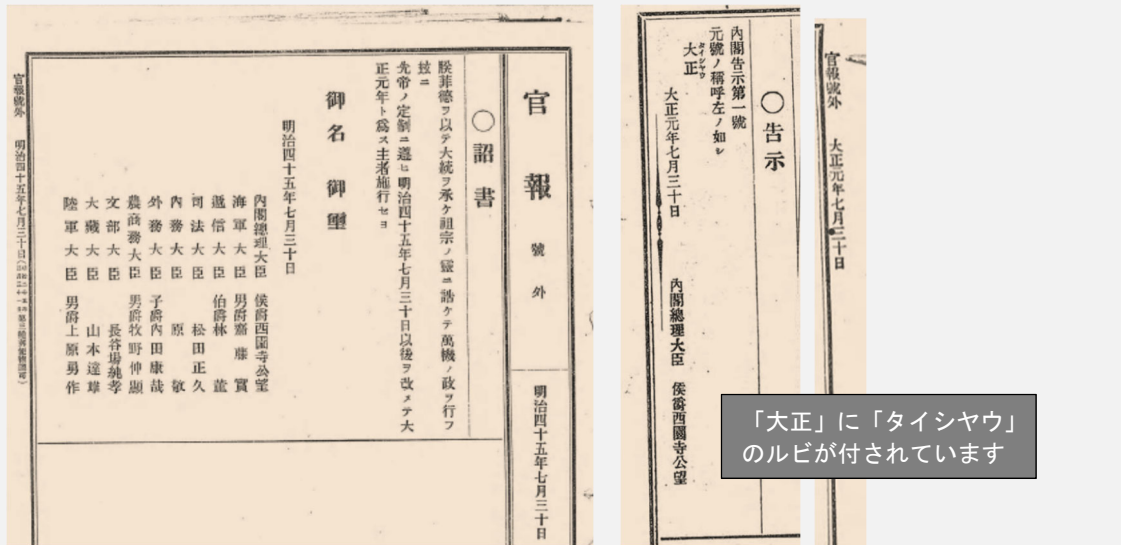
¹ 「万国統計公会議の決議」は 1860 年のロンドンの公会の決議（統計図書館コラム【No.1003】参照）

2 「大正」の根拠

「大正ト改元」の詔書は明治45年（1912年）7月30日付け官報に、大正の呼称は大正元年（1912年）7月30日付け官報にそれぞれ掲載されています（同日の官報は「明治」と「大正」のものが存在。）

① 詔書 大正ト改元

② 元號稱呼（大正元年7月30日内閣告示第1号）



【画像】 ①② 国立国会図書館デジタルコレクション

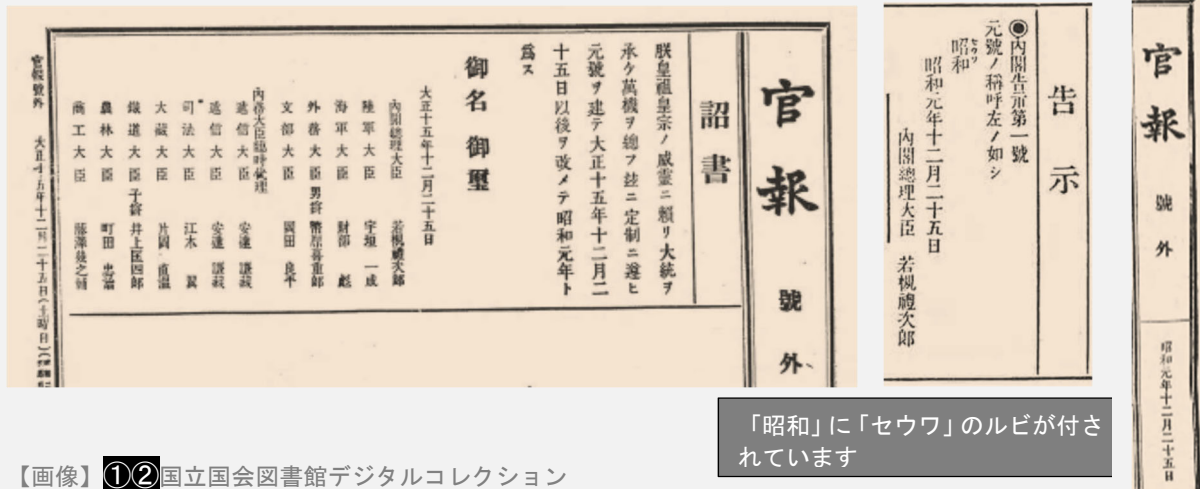
3 「昭和」の根拠

「昭和ト改元」の詔書は大正15年（1926年）12月25日付け官報に、昭和の呼称は、昭和元年（1926年）12月25日付け官報にそれぞれ掲載されています（同日の官報は「大正」と「昭和」のものが存在。）

① 詔書 昭和ト改元

② 元號ノ呼稱

（昭和元年12月25日内閣告示第1号）



【画像】 ①② 国立国会図書館デジタルコレクション

なお、日本国憲法の施行に伴い、前掲の旧皇室典範(明治22年1889年2月11日)や登極令は廃止され、改元についての法的根拠を失うこととなり、のちに、元号法(昭和54年1979年法律第43号)の制定により、昭和の元号は元号法に基づき定められたものとされました(同法附則第2項による遡及措置)。

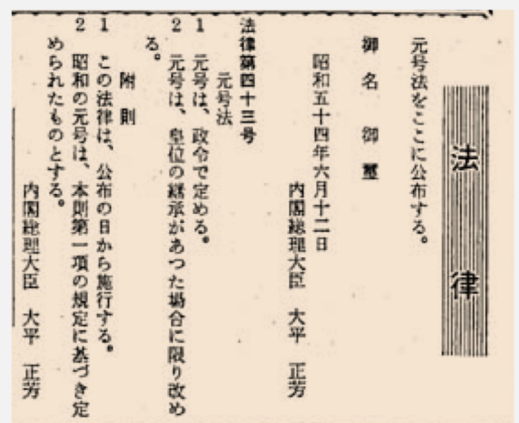
【参考】第87回国会 衆議院 本会議(昭和54年3月16日)における国務大臣三原朝雄君の元号法案の趣旨説明(抜粋)

「元号は、国民の日常生活において長年使用されて広く国民間に定着しており、かつ、大多数の国民がその存続を希望しておりますので、政府といたしましては、元号を将来とも存続させるべきであると考えております。しかしながら、元号制度については、旧皇室典範及び登極令が廃止されて以来法的根拠はなくなり、現在の昭和は事実上の慣習として使われている状態です。したがって、元号を制度として明確で安定したものとするため、その根拠を法律で明確に規定する必要があると考えております。」

【雑感】元号法制に係る政策立案に際しては、「元号に関する世論調査」(昭和51年1976年8月)の結果*も、参考資料の一つと考えられます。

* <https://survey.gov-online.go.jp/s51/S51-08-51-10.html> (内閣府HP)

○元号法(昭和54年法律第43号)

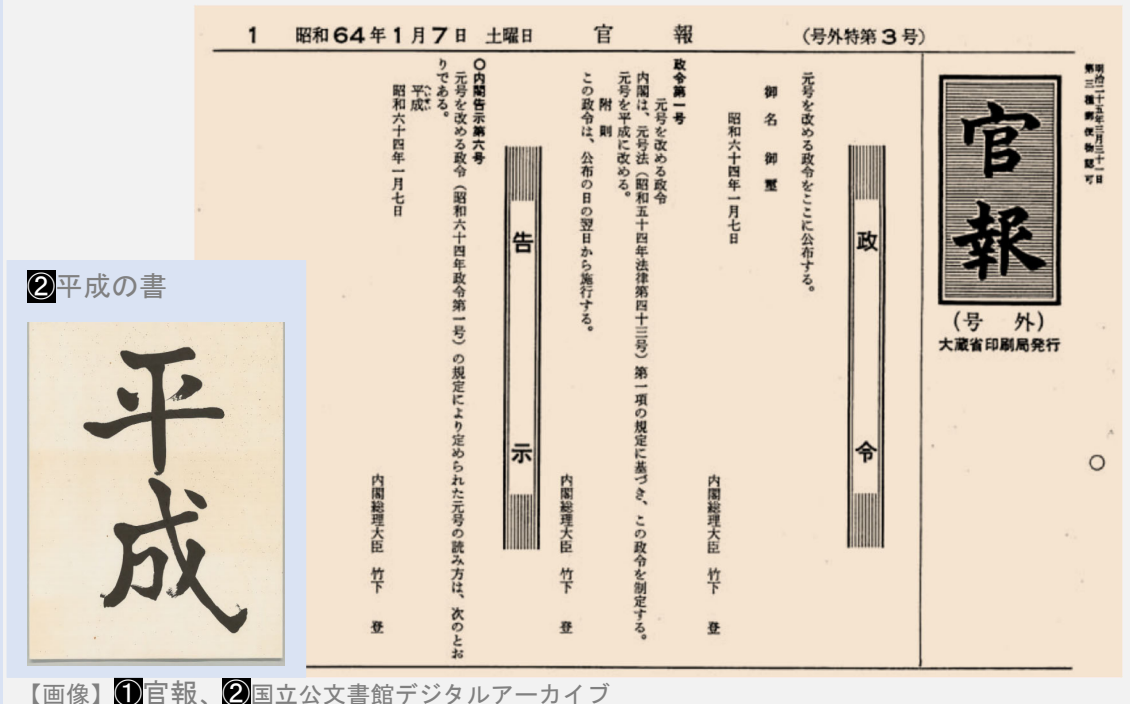


【画像】 国立国会図書館デジタルコレクション

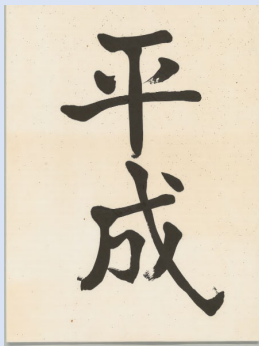
4 「平成」の根拠

「平成」は、元号法（昭和54年^{1979年}法律第43号）に基づき、元号を定める政令で定められ（公布日の翌日施行）、その呼称は内閣告示で定められました（いずれも昭和64年^{1989年}1月7日付け官報で公布（告示）されました。）。

① 昭和64年1月7日付け官報



② 平成の書

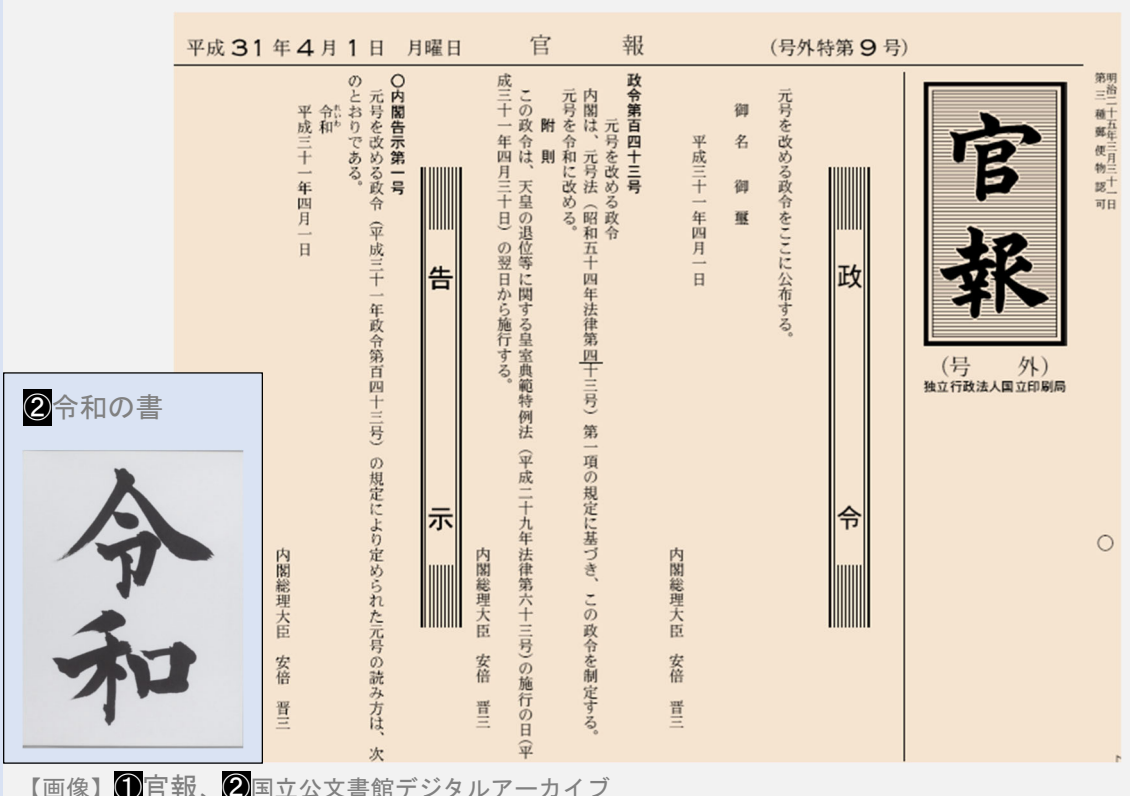


【画像】①官報、②国立公文書館デジタルアーカイブ

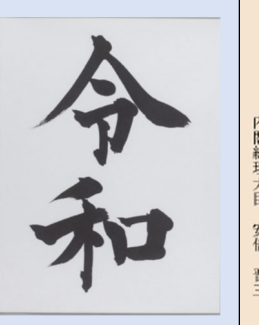
5 「令和」の根拠

「令和」は、元号法（昭和54年^{1979年}法律第43号）に基づき、元号を定める政令で定められ（天皇の即位に関する皇室典範特例法（平成29年^{2017年}法律第63号）公布日（平成31年^{2019年}4月30日）の翌日施行）、その呼称は内閣告示で定められました（いずれも平成31年4月1日付け官報で公布（告示）されました。）。

① 平成31年4月1日付け官報



② 令和の書



【画像】①官報、②国立公文書館デジタルアーカイブ

【参考資料】

- ・内閣府HP（元号について）（関係法令・告示、改元に際しての内閣総理大臣談話等）
- ・古賀信裕「改元とそれに伴う法律改正について」（『立法と調査』402号（平成30年7月2日）所収）
- ・井田敦彦「改元をめぐる制度と歴史（短報）」（『国立国会図書館「レファレンス」No.811（平成30年8月）所収）

【あとがき】

前掲の元号を改める政令の閣議決定日に「令和」に係る改元に際しての内閣総理大臣談話がなされ、その談話は、「元号は、皇室の長い伝統と、国家の安泰と国民の幸福への深い願いとともに、千四百年近くわたる我が国の歴史を紡いできました。日本人の心情に溶け込み、日本国民の精神的な一体感を支えるものともなっています。この新しい元号も、広く国民に受け入れられ、日本人の生活の中に深く根ざしていくことを心から願っております。」で結んでいます。

ちなみに、参議院議員野田哲君提出公的機関における元号の使用に関する質問に対する答弁書（昭和62年4月10日内閣参質108第13号）では、「国・地方公共団体等の公的機関が元号を使用すべき憲法上の義務はない。また、現在、国・地方公共団体等の公的機関の内部において事務の統一的な処理のため元号の使用を義務づけるような規則等は別として、国民又は国・地方公共団体等の公的機関に対し、一般に元号の使用を強制する法令は存在しないと考える。」とされています。…調べれば調べるほど…元号法の奥深さ（国家公務員法による法令遵守義務を含む。）を実感しました。

⇒【筆者の理解】国家公務員には、元号法を尊重する義務はあるが、元号の使用に法的拘束力はない。ただ、内規（通達）により拘束されることはあり得る。

【一口メモ】統計表は、機械判読などを考えると、西暦表記の使い勝手がよいことは言うまでもありません。一方、統計表における元号表記からその時代を読み解くために…一定の役割を果たしている面もあると思います（【別表1】【別表2】参照）。

【別表1】

○市町村数の推移
・明治21年・22年

	総数	備考
明治 21 年 (1888)	71,314	町村数
明治 22 年 (1889)	15,859	明治の大合併（町村合併標準提示（明治21年6月13日 内務大臣訓令第352号）に基づき、約300～500戸を標準規模として全国的に行われた町村合併。結果として、明治21年から明治22年までに町村数は約5分の1に。） （市制町村制施行（明治22年4月1日））

【参考資料】総務省HP（市町村合併資料集）

・大正9年～令和2年

	総数	備考
大正 9 年 (1920)	12,244	
14	12,018	
昭和 5 年 (1930)	11,864	
10	11,545	
15	11,190	
20	10,536	
25	10,500	
30	4,877	昭和の大合併（昭和28年～）
35	3,574	（昭和28年から昭和36年までに、市町村数はほぼ3分の1に）
40	3,435	
45	3,331	
50	3,257	
55	3,256	
60	3,254	
平成 2 年 (1990)	3,246	
7	3,233	
12	3,230	平成の合併（平成11年～）
17	2,217	（平成11年3月から平成22年3月までに、市町村数は半数近くに）
22	1,728	
27	1,719	
令和 2 年 (2020)	1,719	

(注1) 各年10月1日現在
(注2) 東京都の特別区部は1市として計算
【参考資料】国勢調査報告*、(備考欄) 前掲の市町村合併資料集
*大正9年～平成17年：国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）により保存された2019年12月1日現在の総務省統計局HP（日本の長期統計系列）所収の都道府県別市区町村数（原資料「国勢調査報告」）

【別表2】

○元号のつく出来事の例
（明治以降）

- 明治維新
- 明治の大合併（明治21年～）
- 大正デモクラシー（大正期）
- 昭和恐慌（昭和初期）
- 昭和の大合併（昭和28年～）
- 平成景気（バブル景気とも）（～平成3年初期）
- 平成不況（バブル崩壊による）（平成3年5月～）
- 平成の合併（平成11年～）

【余談】 明治から令和の市町村数の統計を目の当たりにして、今後における自治体のサイズ（構造面を含む。）やデジタル社会における国と地方の役割分担のあり方について、筆者の脆弱な脳内の気になるリストに…常駐しています。

【付録】

日本学術会議は昭和25年(1950年)4月26日の第6回総会で、「日本学術会議は、学術上の立場から、元号を廃止し、西暦を採用することを適当と認め、これを決議する」という決議を採択し、会長名で衆参両院の議長と内閣総理大臣にあて「元号廃止、西暦採用について」の申し入れを行っています。

○「元号廃止、西暦採用について」の申し入れ

1-57

総発第183号の1 昭和25年5月6日

衆議院議長
参議院議長 } 名あて
内閣総理大臣 }

日本学術会議会長 亀山直人

元号廃止 西暦採用について(申入)

本会議は、4月26日第6回総会において左記の決議をいたしました。
右お知らせいたします。

記

日本学術会議は、学術上の立場から、元号を廃止し、西暦を採用することを適当と認め、これを決議する。

理由

1. 科学と文化の立場から見て、元号は不合理であり、西暦を採用することが適当である。
年を算える方法は、もつとも簡単であり、明瞭であり、かつ世界共通であることが最善である。これらの点で、西暦はもつとも優れているといえる。それは何年前または何年後ということが一目

してわかる上に、現在世界の文明国のほとんど全部において使用されている。元号を用いているのは、たんに日本だけにすぎない。われわれは、元号を用いるために、日本の歴史上の事実でも、今から何年前であるかを容易に知ることができず、世界の歴史上の事実が日本の歴史上でいつ頃になるのかをほとんど知ることができない。しかも元号はなんらの科学的意味がなく、天文、気象などは外国との連絡が緊密で、世界的な暦によらなくてはならない。したがって、能率の上からいつても、文化の交流の上からいつても、速かに西暦を採用することが適当である。

2. 法律上から見て、元号を維持することは理由がない。

元号は、いままで皇室典範において規定され、法律上の根拠をもっていたが、終戦後における皇室典範の改正によつて、右の規定が削除されたから、現在では法律上の根拠がない。もし現在の天皇がなくなれば、「昭和」の元号は自然に消滅し、その後はいかなる元号もなくなるであろう。今もなお元号が用いられているのは、全く事実上の墮性によるもので、法律上では理由のないことである。

3. 新しい民主国家の立場からいつても、元号は適当といえない。

元号は天皇主権の1つのあらわれであり、天皇統治を端的にあらわしたものである。天皇が主権を有し、統治者であつてはじめて、天皇とともに元号を設け、天皇のかわるごとに元号を改めることは意味があつた。新憲法の下に、天皇主権から人民主権にかわり、日本が新しく民主国家として発足した現在では、元号を維持することは意味がなく、民主国家の観念にもふさわしくない。

4. あるいは、西暦はキリスト教と関係があるとか、西暦に改めると今までの年がわからなくなるという反対論があるが、これはいずれも十分な理由のないものである。

西暦は起源においては、キリスト教と関係があつたにしても、現在では、これと関係なく用いられている。ソヴェトや中国などが西暦を採用していることによつても、それは明白であろう。西暦に改めるとしても、本年までは昭和の元号により、来年から西暦を使用することにすれば、あたかも本年末に改元があつたと同じであつて、今までの年にはかわりがないから、それがわからなくなるということはない。

【画像】日本学術会議HP(トップページ > 提言・報告等 > 1950年(昭和25年))

【余談】十数年前、統計局でも公表する統計表において専ら西暦使用とすることを強く主張する動きがありました。筆者は、幸いなことに、当時、その議論の蚊帳の外にいました。改元をまたぐ時系列統計をみると、「何年ぶり」、「何年連続」とかの説明を分かりやすくするためには、西暦併記は有用でしょうが、元号表記の排除の決め手にはならないと心の中で思っていることをバシバシに無表情を装い、前述の先輩の教育的指導に対する感謝の気持ちが深まり、幸せを実感しました。また、前掲の日本学術会議の申し入れについては、その行間や背景を理解することが読解力の弱い筆者の今後の人生の目標に加わり、その幸せを実感しました。そして、統計表における年次表記から筆者が想起するのは情報処理の技術的な話ではなく、象徴天皇制(国民主権)と元号法制の意義……に。